

○大府市健康経営優良法人認定取得支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業等における健康経営の取組を支援するため、経済産業省が実施する健康経営優良法人認定の申請に要する経費に対し、予算の範囲内において交付する大府市健康経営優良法人認定取得支援補助金（以下「補助金」という。）について、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、大府市内に本社が所在する中小企業等の法人として健康経営優良法人認定（中小規模法人部門）の申請をした法人のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 過去に補助金の交付を受けていないこと。
- (2) 市税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、健康経営優良法人の認定申請料とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、10,000円とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、大府市健康経営優良法人認定取得支援補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、健康経営優良法人認定を申請した年度の末日までに市長に提出するものとする。

- (1) 健康経営優良法人認定申請書の写し
- (2) 認定申請料の支払を証する書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、交付すべき補助金の額を確定し、大府市健康経営優良法人認定取得支援補助金交付決定通知書（第2号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により交付の決定を受けた者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。

- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が補助金を交付することが不相当であると認めるとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第6条の規定による交付の決定を受けた者については、この要綱の失効後も、この要綱の規定に基づき、補助金の交付を受けることができる。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。